

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化と健全性の確保の両立を経営の最重要課題の一つと認識しております。その実現に向け、株主の皆様、顧客、取引先、地域社会、従業員の各ステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げていくことが重要であると考えております。このような考えのもと、機動的な事業展開を図っていくとともに、経営の透明性・公正性を高めていくため、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1-2】

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、コンテンツ関連の新規性の高い事業を展開しており、短期・中期的な事業環境の変化が激しいことなどから、業績の見通しにつきましては適正かつ合理的な数値の算出が困難であります。そのため、四半期及び通期の決算、事業の概況及びこれらの分析等のタイムリーな開示に努め、短期・中期的な経営計画については開示しない方針です。また、当社では、かかる開示に加え、株主総会や決算説明会等を通じて詳細な説明を行い、当社の事業に対する理解の促進に取り組んでおります。

【補充原則4-1-3】

最高経営責任者等の後継者の計画に関しては、長期的には重要な課題と捉えており、今後検討すべき事項だと考えております。

【原則4-10-1】

当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの特に重要な事項については、法令・定款及び社内規程に則り、取締役会において審議・決議することとし、臨機に独立社外取締役の助言を適切に得ることとしていることから、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は果たせていると考えております。したがって、現在のところ諮問委員会等を設置する必要はないと考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在の取締役会は、知識、経験、能力のバランスを総合的に勘案のうえで選任された社外取締役3名を含む取締役9名で構成されており、独立性と客観性を確保でき、かつ、適正規模であると考えております。現在、女性の取締役はおりませんが、多様性の観点から今後の課題として認識しております。また、当社の監査役には公認会計士の資格を有する者、弁護士の資格を有する者がおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式は保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役の競業取引及び取締役・会社間の利益相反取引は、法令及び社内規程に基づき取締役会の事前の承認を得ております。また、主要株主等との取引に関しては、社内規程の基準に従い重要性の高い取引について取締役会の事前の承認を得ております。なお、取引条件については、他の一般取引と同様に市場価格等を勘案のうえで決定しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金制度を採用しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 企業理念等

以下の当社ホームページに掲載しております。

<https://www.gungho.co.jp/jp/company/philosophy.html>

<https://www.gungho.co.jp/jp/ir/policy/strategy.html>

(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方

本報告書の「-1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬は、固定報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成されております。固定報酬については、業績・経営環境等を踏まえ、役位や職責等を考慮のうえ決定する方針としております。その決定にあたり、社外取締役の助言を得ることとし、具体的配分については、取締役会の決議により代表取締役に一任しております。株式報酬型ストックオプションについては、株主重視の経営意識並びに中長期的な当社の業績拡大及び企業価値増大への意欲・士気の向上の観点から踏まえ、役位や職責等を考慮して決定する方針とし、決定にあたっては独立社外取締役を含む取締役会において決議しております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補の指名と経営陣幹部の選任は、経験、能力、人格及び識見等を踏まえ、業務執行やその決定、または業務執行の監督に貢献し、当社の企業価値の最大化に資する人材を選定する方針としております。取締役候補者の指名と経営陣幹部の選任にあたっては、独立社外

取締役を含む取締役会において決議しております。監査役候補者の指名は、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決議しております。また、経営陣幹部の解任については、万一の際には法令に則り、独立社外取締役を含む取締役会において審議・決議することとなります。

(5)取締役・監査役候補の指名を行う際の選解任・指名についての説明

株主総会招集通知において、取締役・監査役候補者の選任・指名にあたり判断材料とした略歴、重要な兼職の状況等の事項について個別に開示しております。

【補充原則4-1-1】

取締役会規程その他の社内規程により、一定額以上の投資や契約案件、重要な人事を含む組織や社内規程に関するものなど、取締役会自身が判断・決定すべき事項を明確にし、かかる事項以外については、金額等に応じて代表取締役又はその他の取締役に決定を委ねております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任にあたっては、金融商品取引所が定める独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがない人物を選定しております。

【補充原則4-11-1】

取締役の員数は、定款に定める10名以下の範囲内で、事業規模等に応じた迅速な意思決定及び適切な業務執行の監督の観点から、適切な規模としております。また、選任にあたっては、業務に精通した取締役と独立性を有する社外取締役を選任し、かつ取締役会全体のバランス及び多様性に配慮したうえで、取締役会において審議のうえ決定しております。

【補充原則4-11-2】

取締役および監査役の重要な兼職状況につきましては、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-11-3】

2019年度の取締役会の実効性に関する分析・評価を実施いたしました。当社取締役会に関しましては、規模・構成を含めた体制は整備され、開催頻度は適切に設定され、資料も適切に提供されたうえで、活発な議論が行われており、実効的に運営されていることを確認しております。

【補充原則4-14-2】

各取締役・各監査役については、必要な能力、経験及び知識を備え、基本的にはトレーニングを行う必要がないと考えられる者が就任しておりますが、近年の変化の大きい事業環境に備えるため、必要に応じて、外部の専門家を招いた情報交換の実施やセミナー参加費用の負担等、適宜支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、代表取締役社長をトップとして経営企画本部内にIR担当部署を設置しております。IR担当部署は、経営企画、財務経理及び経営管理などの各担当部署と日常的に情報交換を行い密接に連携しつつ、IR活動を推進しています。

具体的には、毎四半期の業績開示に合わせ、機関投資家・アナリスト等を中心とした決算説明会を実施しております。決算説明会には代表取締役社長、取締役CFO等が出席し、業績並びに事業の概況など、様々な角度からの説明を行うこととしております。

また、機関投資家・アナリストに対しては、IR担当者が、毎四半期の業績開示後に個別ミーティング、各種カンファレンス等を行うことにより、対話の充実に取り組んでおります。海外投資家に対しても、IR担当者が適宜海外主要都市へ赴き、個別ミーティングの場を設けております。

株主の意見や懸念については、経営陣へ適宜フィードバックされております。

なお、株主との対話にあたっては、社内規則「重要情報の管理及び株券等の内部者取引防止に関する規程」に従って、インサイダー情報の管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SON Financial株式会社	17,895,700	25.68
孫 泰蔵	3,385,000	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,764,800	3.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,188,000	3.14
THE BANK OF NEW YORK 133972	1,422,790	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,307,900	1.87
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,093,545	1.56
森下 一喜	1,009,600	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	958,100	1.37
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	741,603	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大西 秀亜	他の会社の出身者											
宮川 圭治	他の会社の出身者											
田中 晋	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西 秀亜	○	合同会社インテグリティの共同代表及び株式会社アバージェンスの代表取締役を兼務しております。なお、当社は上記の会社との間に特別な関係はありません。	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、会社の継続的な成長と企業価値の更なる向上を図るため、社外取締役として選任しております。 また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

宮川 圭治	○	リンカーン・インターナショナル株式会社のシニアアドバイザーを兼務しております。なお、当社は上記の会社との間に特別な関係はありません。	金融サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、当社の経営全般に助言いただくことで、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、会社の継続的な成長と企業価値の更なる向上を図るため、社外取締役として選任しております。 また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
田中 晋	○	当社の取引先である任天堂株式会社の取締役業務本部長であったことがありますが、2019年6月に退任しております。現在は同社に在籍していないこと、また当社と同社との間には取引関係がありますが、同社との取引内容の性質に照らして、独立性は十分に保たれていると考えております。	出身分野であるゲーム業界において長年培ってきた豊富な経験と知見を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、会社の継続的な成長と企業価値の更なる向上を図るため、社外取締役として選任しております。 また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、常勤監査役による会計監査人を行う定期的な監査報告会への出席のほか、必要に応じて会計監査人と情報・意見の交換を行い、会計監査人との連携を図っております。また、内部監査室から内部監査の結果及び内部統制の整備・運用状況について報告を受けることにより、内部監査室との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安藤 陽一郎	他の会社の出身者													
上原 浩人	公認会計士													
蒲 俊郎	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤 陽一郎	○	子会社である株式会社ゲームアーツの監査役を兼務しております。なお、当社は上記子会社との間にゲーム開発委託等の取引関係があります。	主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた知識、幅広い視点及び豊富な経験を有しており、経営全般の監視と有効な助言が期待でき、適切な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
上原 浩人	○	上原浩人公認会計士事務所の代表を兼務しております。なお、当社は上記の事務所及び会社との間に特別な関係はありません。	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
蒲 俊郎	○	城山タワー法律事務所の代表弁護士及び株式会社ケイブの社外監査役を兼務しております。なお、当社は上記の事務所及び会社との間に特別な関係はありません。	弁護士としての豊富な経験と高い知見に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

6 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

年額300百万円の範囲内で「株式報酬型ストック・オプション」として新株予約権を取締役に対して発行することが可能となっております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

ストック・オプションは、株主重視の経営意識を高め、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の向上に対する意欲及び士気を従来以上に向上させることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額については、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。なお、有価証券報告書については弊社のホームページにおいて掲載しております。

<https://www.gungho.co.jp/ir/library/houkoku.html>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、固定報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、2004年7月30日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議しており（同臨時株主総会決議時の取締役の員数は4名、本書提出日現在の取締役の員数は9名）、2015年3月23日開催の定時株主総会において、上記報酬限度枠とは別枠にて、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額300百万円と決議しております（同定時株主総会決議時の取締役の員数は7名、本書提出日現在の取締役の員数は9名）。

各取締役の固定報酬は、業績・経営環境等を踏まえ、役位や職責等を考慮のうえ決定する方針としております。その決定にあたり、独立社外取締役の助言を得ることとし、具体的配分については、取締役会の決議により代表取締役に一任しております。

各取締役の株式報酬型ストックオプションは、株主重視の経営意識並びに中長期的な当社の業績拡大及び企業価値増大への意欲・士気の向上の観点から、役位や職責等を考慮して決定する方針とし、決定にあたっては独立社外取締役を含む取締役会において決議しております。

当社の監査役の報酬等は、2004年7月30日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議された報酬限度額の範囲内で、監査役協議を経て決定しております（同臨時株主総会決議時の監査役の員数は2名、本書提出日現在の監査役の員数は3名）。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

議題の具体的な内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、社外取締役と社外監査役を含む全役員に対して、事前に取締役会資料を送付し、その他にも重要と認められる事案及び情報については適時かつ適切に状況の説明あるいは伝達を行う等、経営監視機能の確保に努めております。

また、社外取締役と社外監査役の職務を補助する専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて業務補助を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新****1. 取締役・取締役会**

有価証券報告書提出日現在、当社では社外取締役3名を含む取締役9名がその任に当たっております。原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会が開催されております。なお、社外取締役を3名選任することで、取締役会の監督機能強化を図っております。また、当社は取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しており、実効性をさらに高めるための議論を行うなど、取締役会機能のさらなる向上に取り組んでおります。

なお、取締役会は代表取締役社長森下一喜を議長に、取締役坂井一也、取締役北村佳紀、取締役越智政人、取締役吉田康二、取締役大庭則一、社外取締役大西秀亜、社外取締役宮川圭治、社外取締役田中晋で構成されており、常勤監査役安藤陽一郎、社外監査役上原浩人、社外監査役蒲俊郎が出席しております。

2. 経営会議

経営会議は、社長の下での諮問機関として重要事項を審議し、かつ、経営会議構成員間の情報共有を図るための機関であります。経営会議は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時経営会議が開催されております。

なお、経営会議は、代表取締役社長森下一喜を議長に、取締役坂井一也、取締役北村佳紀、取締役越智政人、取締役吉田康二、常勤監査役安藤陽一郎で構成されております。

3. 監査役・監査役会

当社の企業統治システムとしては、監査役会設置会社の制度を採用し、現在3名の監査役（うち常勤監査役1名）がその任に当たっております。3名ともに社外監査役であり、これにより監査機能を強化し経営の健全性の維持を図っております。監査役会は、原則として毎月1回開催しているほか、必要に応じて臨時開催を行っております。また、監査役は、取締役会に出席するほか常勤監査役は経営会議に出席しております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立の機関であるという認識のもと、取締役の職務執行全般に亘って監査を実施しております。

なお、監査役会は、常勤監査役安藤陽一郎を議長に、社外監査役上原浩人、社外監査役蒲俊郎で構成されております。

4. 会計監査人

当社は、PwCあらた有限責任監査法人に会計監査を委嘱しております。PwCあらた有限責任監査法人は、監査人として独立した立場から財務諸表等に対する意見を表明しております。

5. 責任限定契約の概要

当社と取締役大庭則一氏、社外取締役大西秀亜氏、社外取締役宮川圭治氏、社外取締役田中晋氏及び社外監査役安藤陽一郎氏、社外監査役上原浩人氏、社外監査役蒲俊郎氏は、会社法第427条第1項に基づいて損害賠償責任の限定について契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任額は金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

現在、当社は社外取締役を3名選任しております。各社外取締役は、その豊富な経験および識見に基づき、独立した立場及び外部の客観的な視点から、助言機能及び経営の監督機能を果たすことができると考えております。

また、当社は、社外監査役を3名選任しております。各社外監査役は、独立した立場及び外部の客観的な視点から、実効性の高い監査を行うことができるものと考えております。

当社としては、社外取締役と社外監査役を通じ、現在の経営の監視・監督機能が十分に果たされているものと考えており、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、法定の発送期限よりも前に発送し、また発送日に先立って当社サイトへ掲載し、早期情報開示に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して定時株主総会の開催日を開催しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社サイト(https://www.gungho.co.jp/en/)上に、招集通知(英文)を掲載しております。
その他	開催場所を交通至便な会場に設定し、株主がアクセスしやすいよう配慮しております。また、図表等を用いた分かりやすいプレゼンテーション資料を活用し、事業報告を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社サイト(https://www.gungho.co.jp/jp/ir/policy/disclosure.html)上に、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に一度、代表取締役社長CEOによるラージミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社サイト(https://www.gungho.co.jp/)上に、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部経営企画部内にIR課を設置しております。	
その他	半年に一度、株主向けに当社事業、サービス、財務状況などに係る情報を冊子(株主通信)にまとめて、情報提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「ガンホー・オンライン・エンターテイメントグループ憲章」を定めており、その中で活動指針を定めております。当社グループの活動指針は、「『お客様』『株主』『従業員』『協力企業』そして、健全たる文化創造発展の為に情熱を持った事業を行う」としてあります。
その他	当社グループが事業を展開するオンラインゲーム業界では、インターネット環境の向上に加え、スマートフォンの普及やゲーム専用機の進化により幅広い年齢層のユーザーがオンラインゲームを楽しむことができるようになっていることから、青少年を含む利用者の皆様が安全な環境で安心してオンラインゲームを利用できる環境をご提供することが必要となっております。当社は、一般社団法人日本オンラインゲーム協会等の業界団体に加盟し、消費者が不利益を被ることがないよう、業界各社と広く情報交換を行い、未整備課題への対処等を通じて、経済社会の発展に貢献してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、下記のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、これに基づいて、内部統制システムの整備を行っています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、当社グループの企業理念の共有を図り、ガバナンス体制とコンプライアンスの強化に関する事項等を規定した「ガンホー・オンライン・エンターテイメントグループ憲章」を制定し、すべての取締役及び使用人が遵守すべきコンプライアンスに関する行動指針として、「ガンホーグループ役職員 / コンプライアンス・コード」その他の規程を定める。
- (2)当社は、コンプライアンスを推進するための責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー (CCO)を選任する。
- (3)当社は、取締役及び使用人が、コンプライアンスに関して通報・相談できる社内外の内部通報窓口 (ホットライン)を整備するとともに、通報・相談した者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- (4)当社の内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を社長に報告する。また、当該監査結果を監査役に報告することにより、監査役と連携を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)当社は、文書の保存・管理に必要な基準を定め、文書の保存・管理業務の効率的な運営を図ることを目的とした「文書保存管理規程」に基づき、取締役会議事録や稟議書等、取締役の職務執行に係る文書及びその他の重要な情報について、適切に保存・管理するための体制を整備する。
- (2)当社は、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ活動を主導するためのチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー (CISO)を選任するとともに、CISOを長とする情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ活動を推進する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、事業運営における様々なリスクに対し、回避、低減その他必要な措置を行うため、「危機管理体制に関する規程」を定める。同規程に基づき、リスクの予防については、リスク対応の審議機関としてリスク管理委員会を設置し、各リスク主管部門がリスクの管理を行い、リスクの低減とその未然防止を図る。
- (2)当社は、不測の事態や危機の発生時には、「危機管理体制に関する規程」に基づき、直ちに対策本部を設置し、同本部長 (社長)の下で最高危機管理責任者であるチーフ・クライシス・マネジメント・オフィサー (CCMO)を中心に統括的に対応できる体制を敷く。
- (3)内部監査室は、リスク管理状況の監査を行い、結果を社長及び監査役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」のほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、機関決定に関する手続き並びに業務執行に必要な職務の範囲及び権限と責任の明確化を図り、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、「ガンホー・オンライン・エンターテイメントグループ憲章」の下、グループ会社における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、子会社の規模や重要性に応じて管理する体制を整備する。
- (2)各子会社においては、取締役及び使用人が遵守すべき各種規程等を定めるとともに、経営上重要な事項を決定する場合は、各子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ当社との間で事前協議等が行われる体制を整備する。また、業績、財務状況については定期的に、経営上重要な事項が発生した場合は適宜、当社に対して報告が行われる体制を整備する。
- (3)当社は、各子会社がリスクの回避、低減その他必要な措置を行うために、各子会社の規模や重要性に応じて、当社のリスク管理体制に準じた体制を整備するよう指導する。また、各子会社のリスク管理に関する情報が当社へ適切に伝達される体制を整備する。
- (4)当社は、各子会社の規模や重要性を考慮の上、子会社にコンプライアンス・オフィサーを置き、グループコンプライアンス体制の確立、強化を図る。また、各子会社の取締役及び使用人が、コンプライアンスに関して通報・相談できる子会社独自の社内外の内部通報窓口 (ホットライン)を整備させ、通報・相談した者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- (5)当社及び子会社の財務報告の適正性について、当社は子会社に対して確認を行い、有価証券報告書等の内容の適正性の確保と内部統制の整備を図る。なお、内部統制上に問題が発生した場合には、改善対応すべく体制の整備を図る。
- (6)当社の内部監査室は、子会社に対して、過去の内部監査実績のほか、その規模や重要性に応じて内部監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)当社は、監査役の職務を補助する専属の使用人である補助者の配置又は内部監査部門と協議の上、個別の監査項目について内部監査部門の使用人を補助者に選任することができる。
- (2)当社は、専属の補助者を設置又は個別の監査項目について補助者を選任した場合、監査業務に関する指揮・命令は監査役が行うことにより指示の実効性を確保するものとし、当該補助者の人事異動・人事評価等は、監査役の同意を得る。

7. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当社及び子会社の取締役及び使用人等が、監査役に対して、次の事項を報告する体制を確保する。

イ. 当社及び子会社に関する経営・財務・事業遂行上の重要事項

ロ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

ハ. 内部統制システムの整備状況

ニ. 法令・定款違反事項

ホ. コンプライアンス体制に関する事項及びホットライン通報状況

ヘ. 内部監査の監査結果

ト. その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

- (2)当社は、監査役へ上記報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、社長と監査役が定期的に意見交換する機会並びに監査役が必要と認めた場合、子会社の取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を設ける。また、監査役は、会計監査人や重要な子会社の監査役等との情報交換を行う機会を設けて連携を図る。
- (2)監査役の職務の執行上必要と認められる費用については、所定の手続きにより当社が負担する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「ガンホーグループ役職員ノコンプライアンス・コード」において、社会との健全な関係を維持し、反社会的勢力とは断固対決することを宣言するとともに、不当要求などを受けた場合は、主管部門において、警察ほか外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記1. 「9. 反社会的勢力排除に向けた体制」に記載のとおりであります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

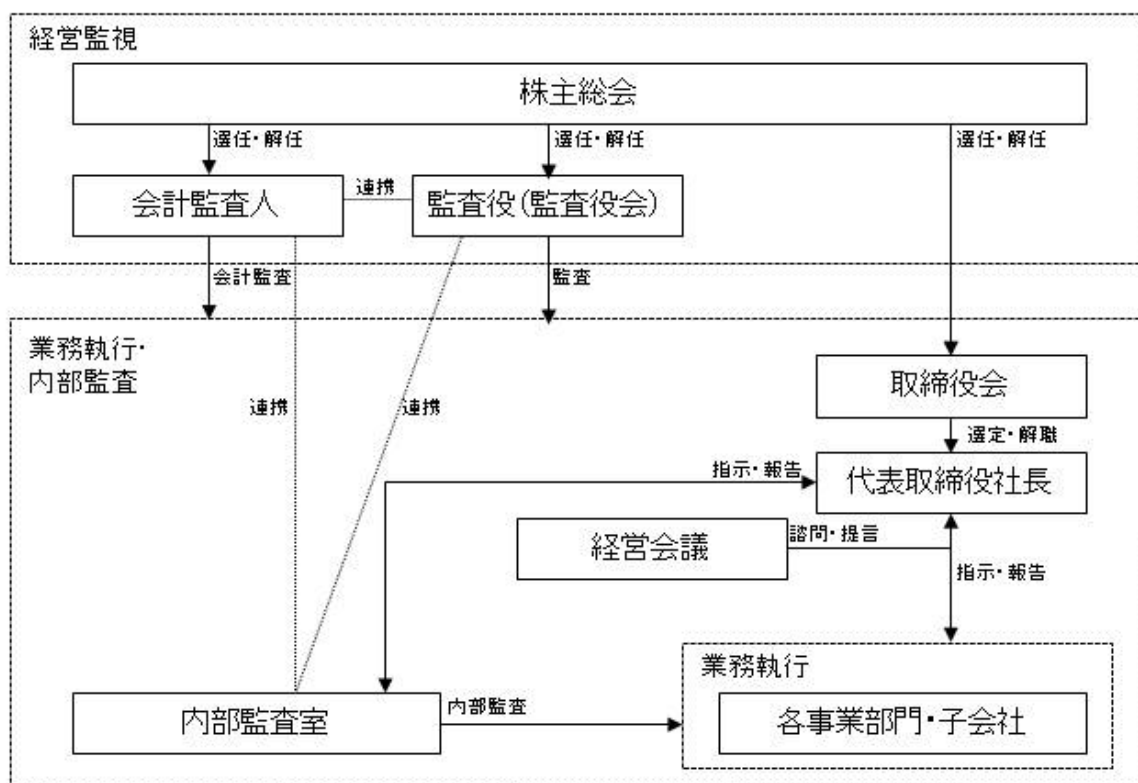
該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、金融商品取引法やその他の法令、株式会社東京証券取引所の定める開示ルール等に基づいた適切な情報開示に努めております。適時開示情報の発信に関しては、法定開示同様その重要性を強く認識しており、当該責任部門である経営企画本部に一元化し、公正・公平な情報開示・提供を行っております。

当社および連結子会社にて発生した重要情報は、社内規程に基づき経営企画部長へ報告されます。経営企画部長は、当該情報の開示時期・方法等につき速やかに関係部門と協議のうえ、代表取締役社長の承認を得て、当該情報を開示しております。(次ページ図「適時開示体制の概要」参照)

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要

